平成２１年（フ）第４３５号
千葉県柏市あけぼの３丁目９番３―504号
破産者　天野　俊朗
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３０９号
静岡県浜松市南区芳川町642番地の５
破産者　サクセス情報システム有限会社
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
京都府宮津市字波路102番地の50
破産者　株式会社松井建築設計室
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１４６号
長崎県長崎市岩見町20番25号、旧住所長崎県長崎市樺島町８番22―702号
破産者　井田　和博
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３７号
長崎県諫早市小長井町小川原浦1107番地
破産者　株式会社田川土木
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２０年（フ）第１３３７号
熊本県玉名市築地64番地の５
破産者　七陽商事有限会社
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６２２号
熊本県玉名郡長洲町高浜1231番地１
破産者　株式会社三立工機
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４０号
大分県中津市大字中殿563番地の１
破産者　株式会社リラコーポレーション
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２４３号
奈良県北葛城郡河合町大字大輪田1188番地２美角ハイツＡ棟203号室、開始決定時の住所奈良県北葛城郡河合町大字城内125番地６ピアッツァコート西大和311号
破産者　吉井　和夫
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
長崎県佐世保市藤原町23番７号
破産者　松井　昭三
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第７４号
群馬県沼田市薄根町4464番地
破産者　高杉　　孝
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第６５２０号
大阪府門真市宮前町13―２　宮前ハイム２Ｆ、開始決定時の住所大阪府門真市岸和田３丁目７番８号
破産者　清水　信治
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第３９５号
奈良県橿原市山之坊町426番地の２、開始決定時の住所奈良県橿原市縄手町379番地
破産者　李原諄則こと　李　　暎雨
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
奈良県葛城市忍海437番地17
破産者　石田　昭吾
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
奈良県磯城郡田原本町大字十六面２番地の１
破産者　江崎　伸昭
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
奈良県宇陀市榛原区下井足1420番地
破産者　平田　勝彦
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
福岡県久留米市北野町赤司1076番地１
破産者　宮崎　　猛
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１５０号
岩手県奥州市水沢区中田町３番31号
破産者　菅野　広宣
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２０７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢平蔵沢120番地22
破産者　攝待ツキ子
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２３５号
盛岡市玉山区渋民字駅33番地
破産者　秋濱　千春
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部